常陸太田市就農者等家賃助成金交付要項

（目的）

第１条　この要項は，市内に家屋を持たない就農者に対し，早期の農業基盤の安定を図り，併せて本市への定住を促進し次世代の担い手の確保を図ることを目的として，市内の民間賃貸住宅に居住し，住所を有する就農者及び研修者に対し，予算の範囲内において補助金を交付することについて，常陸太田市補助金等交付に関する条例（昭和３０年常陸太田市条例第６１号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において，次に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　家屋　地方税法（昭和25年7月31日法律第236号）第341条第3項に規定

する住家

（２）　民間賃貸住宅　民間が経営する集合住宅及び戸建ての賃貸住宅，または所有者及び管理者から借り受ける空家等この助成金の趣旨に合わない住宅を除く賃貸住宅

（３）　住所を有する　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条の規定による本市の住民基本台帳に登録されている者

（４）　転入日　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条の規定の転入届により住所を定めた日

（４）　就農者　本市において，農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）に基づき，農業経営改善計画（法第１２条第１項の規定に基づくもの。以下同じ。）の認定を受けた認定農業者又は青年等就農計画（法第１４条の４第１項の規定に基づくもの。以下同じ。）の認定を受けた認定新規就農者

（５）　研修者　将来本市において就農する意思を持ち，市内の農家において営農研修を行う者

（助成金の交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者は，次の要件をすべて満たす者とする。

（１）　市内に家屋を有しない者（二親等以内の親族の所有を含む。）

（２）　住所を有する就農者にあっては，転入日より２年を経過しておらず，かつ前年の所得が３５０万円を超えていないこと。

（３）　住所を有する研修者にあっては，市内の農家において研修を開始してから２年を経過しないこと。

（４）　本市及び従前の居住地において市税等の滞納がないこと。

（５）　その他市長が必要と認めること。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は，１世帯当たり月額２０，０００円（家賃が２０，０００円に満たない場合はその額）とする。

（助成期間）

第５条　助成期間は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　住所を有する就農者にあっては，認定日の属する月の翌月から２４か月

を限度とする。

（２）　住所を有する研修者にあっては，農家へ研修を開始した日の属する月の翌月から２４か月を限度とする。

２　前項の助成期間において，第３条の要件を満たさなくなったときは，当該事由が発生した月までとする。

（助成金の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，常陸太田市就農者等家賃助成金交付申請書（様式第１号）により，市長に申請するものとする。ただし，初年度の申請に限り，次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）　当該住宅に居住する者の住民票の写し（発行日から１月以内のもの）

（２）　賃貸借契約書の写し

（３）　住所を有する就農者にあっては認定書（認定日が確認できる書類をいう。）の写し

（４）　住所を有する研修者にあっては，研修計画書（様式第２号）

（５）　前年の所得がわかる書類（所得証明書，申告書の写し）

（６）　当該住宅に居住する者の納税証明書等，滞納がないことを証する書類（申請日の属する年の１月１日以降に本市に転入した者で，常陸太田市税等が課税されていない者については，前年の市町村税等の課税基準日に住所を有していた市町村の発行したもの）（発行日から１月以内のもので，１期の納期が未到来の場合には前年のもの）

（７）　その他市長が必要と認める書類

２　交付申請は，初年度を除き，毎年度４月に行うものとする。

３　申請者は，助成金の申請後に申請内容に変更が生じたときは，常陸太田市就農者等家賃助成金変更申請書（様式第３号）により，すみやかに届け出なければならない。

（交付の決定通知）

第７条　市長は，前条第１項の交付申請があったときは，これを審査し，交付の可否を決定し，申請者へ常陸太田市就農者等家賃助成金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

２　市長は，前条第３項の変更申請があったときは，これを審査し，変更の可否を決定し，申請者へ常陸太田市就農者等家賃助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第８条　助成金の交付決定を受けた者は，当該年度の３月に常陸太田市就農者等家賃助成金交付請求書（様式第６号）に，次に掲げる書類を添付して市長に請求するものとする。ただし，年度途中に助成期間が終了したときは，直ちに請求することができるものとする。

（１）　家賃納入証明書（様式第７号）又は家賃の支払が確認できる書類

（２）　研修者にあっては研修状況報告書（様式第８号）

（３）　その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第９条　市長は前条の規定により請求があったときは，これを審査し，すみやかに当該年度分の助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第10条　市長は，申請者が，虚偽の申請，要件不備その他不正行為により助成金を受領した場合には，既に支給された助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条　この要項に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要項は，公布の日から施行し，平成３０年４月１日から適用する。

（失効）

２　この告示は，平成３２年３月３１日限りその効力を失う。ただし，同日までに交付申請をした者で，当該交付申請にかかる交付決定を受けたものについては，同日後も，なおその効力を有する。